

草津市障害者等日中一時支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、障害児および障害者（以下「障害者等」という。）の家族の就労の支援および障害者等を日常的に援護している家族の一時的な休息を提供するため、障害者等の活動の場を確保するとともに日常生活上必要な訓練等を実施することを目的として、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第77条第3項に規定する自立した日常生活または社会生活を営むために必要な事業のうち草津市障害者等日中一時支援事業（以下「事業」という。）の実施について必要な事項を定める。

(実施主体)

第2条 事業の実施主体は、草津市とする。

2 市長は、事業運営を適切に行うことができると認める障害福祉サービス事業者等（以下「事業者」という。）に事業を委託して実施することができる。

(事業の内容)

第3条 事業者は、障害者等の活動に必要なスペースを確保し、次に掲げる事業を実施するものとする。

- (1) 社会に適応するための日常的な訓練を行う事業
- (2) 障害者等の福祉の増進を図るために必要な創作的活動を行う事業

(対象者)

第4条 事業を利用できる者（以下「利用対象者」という。）は、草津市内に住所を有する障害者等であって、当該障害者等を援護する者がいない等の理由により一時的に見守り等の支援が必要であると市長が認めたものとする。

(申請および決定)

第5条 事業を利用しようとする者（以下「申請者」という。）は、草津市障害者等日中一時支援利用（変更）申請書（別記様式第1号）を市長に提出することにより、事業の利用の申請を行うものとする。

2 市長は、前項の申請を受けたときは、利用対象者の置かれている状況等を勘案し、事業の利用の適否および利用料を決定し、草津市障害者等日中一時支援利用承認・不承認決定通知書（別記様式第2号）により申請者に通知するものとする。

3 前項の規定により事業の利用が適当である旨の決定を受けた者およびその保護者（以下「利用者等」という。）が、現に受けている事業の利用の内容を変更しようとするときは、当該決

定の変更の申請を市長に行うものとする。

4 第1項および第2項の規定は、前項の変更の申請について準用する。

(利用期間)

第6条 前条第2項の規定により事業の利用が適当である旨の決定を受けた者（以下「利用者」という。）が、事業を利用できる期間は、当該決定を行なった日から起算して最初に到達する3月31日までとする。

2 利用者は、前項に規定する期間が満了した後も引き続き利用しようとするときは、当該期間が満了する日までの1箇月以内に第5条に規定する申請を行なわなければならない。

(事業の委託等)

第7条 第2条第2項の規定により事業の委託を受けようとする事業者は、草津市障害者等日中一時支援事業届出書（別記様式第3号）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項に規定する届出書の提出があったときは、その適否を審査し、適当と認めた事業者と委託契約を行う。

3 前項の委託契約に係る委託料は、別表に掲げる費用から利用料の額を差し引いた金額とする。

(利用料等)

第8条 利用者等は、事業の利用に要する経費として、別表左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表右欄に掲げる利用料を負担するものとする。ただし、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第17条第1項第4号に規定する者は、この限りでない。

2 利用者等は、事業の実施場所での食材料費および共益費ならびに事業の実施場所への交通費の実費を負担するものとする。

3 利用者等は、第2条第2項の規定による事業の委託があった場合、事業の委託を受けた事業者に前項の利用料および実費を支払うものとする。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、事業に関する必要な事項は、別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 利用登録者の認定期間について、平成18年度中に決定したものに限り、第6条の規定にかかわらず、承認を行なった日から起算して平成20年3月31日までとする。

付 則（平成 22 年 4 月 1 日告示第 45 号）
この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成 23 年 4 月 1 日告示第 95 号）
この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成 25 年 4 月 1 日告示第 86 号）
この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成 26 年 4 月 1 日告示第 128 号）
この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成 27 年 4 月 1 日告示第 121 号）
この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成 27 年 12 月 28 日告示第 324 号）
この要綱は、平成 28 年 1 月 1 日から施行する。

付 則（平成 29 年 1 月 4 日告示第 1 号）
この要綱は、平成 29 年 1 月 4 日から施行する。

付 則（平成 29 年 4 月 1 日告示第 110 号）
この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 7 条第 3 項）

利用時間および加算区分	費用	利用料
2 時間未満	2, 500 円	250 円
2 時間以上 4 時間未満	4, 000 円	400 円
4 時間以上 6 時間未満	5, 000 円	500 円
6 時間以上 8 時間未満	6, 000 円	600 円
8 時間以上	7, 500 円	750 円
重度加算	1 回当たり 1, 500 円	—
送迎加算（片道）	1 日当たり 500 円	—

備考

- 1 重度加算は、重症心身障害児者と認定された者または自立支援給付の行動援護支給決定の対象の者が利用する場合に行う。
- 2 送迎加算（片道）は、利用者の心身の状況、家族の状況等から見て送迎を行うことが必要と認められる利用者に対し、事業者が学校または障害福祉サービス事業所から事業実施場所までの移送を実施する場合に行う。ただし、同一敷地内におけるものは除く。